

共同募金広域助成申請にかかる審査基準

社会福祉法人 奈良県共同募金会

共同募金の広域助成申請にかかる審査については、「社会福祉法人奈良県共同募金会共同募金助成要綱（以下、「要綱」という。）及び「奈良県共同募金助成要領」（以下、「要領」という。）によるほか本審査基準の定めるところによる。

1. 事業内容について以下の事業を優先とする。

- 地域福祉課題を的確にとらえ、その課題解決に貢献する事業。
- 地域福祉、更生保護及びその他の社会福祉の向上に資する事業。
- 寄付者の共感が得られ、共同募金の有用性PRと寄付促進につながる事業。

2. 要綱3条(3)の欠格要件である「助成金以外の財源で実施可能」であるか否かの基準は以下のとおりとする。

助成金交付申請に添付された計算書類(財務諸表等)[*注1]の当期末支払資金残高[*注2]が申請年度前年度事業活動費の3ヶ月分（運転資金）を上回る場合を欠格要件とする。

ただし、次の①から④のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- ①当期末支払資金残高から年間事業活動費の3ヶ月分を差し引いた額が助成対象事業費総額より低い場合。
- ②当期末支払資金残高のうち、申請年度以後3年以内に支出する経費が含まれている場合。その際は、実施年度及び実施内容等を記した理由書により計画を明確にすること。
- ③社会福祉団体が県内で主催する全国大会、近畿ブロック大会等の臨時的事業の場合。
- ④社会福祉法人奈良県社会福祉協議会が県域で実施する地域福祉推進事業（共同募金運動啓発事業を含む）に対する助成の場合。

[*注1] 各団体の財務諸表に該当する項目に読み替える。

[*注2] 当期末支払資金残高は流動資産と流動負債の差額（貯蔵品以外の棚卸資産、1年内返済予定長期借入金等、引当金を除く）、すなわち、正味運転資金のことをいう。

3. 要綱3条(4)の欠格要件に該当する「社会福祉事業」のうち、「施設・設備・備品整備」について、審査基準2により財源確保が困難な場合でかつ整備が緊急を要する場合は、その事業を欠格要件として取り扱わない。